

富山市障害者自立支援協議会

第1回 資料

平成29年8月31日（木）

富山市役所8階802会議室

目次

I 障害福祉の現状について

1	手帳所持者の状況	・・・	1
2	障害福祉関係予算の推移	・・・	4
3	自立支援給付の状況	・・・	6
4	補装具等の支給状況	・・・	10
5	地域生活支援事業の状況	・・・	11
6	医療等の給付状況	・・・	14
7	手当等	・・・	17
8	障害者の権利擁護に関する状況	・・・	18
9	障害者優先調達推進の取組状況	・・・	20
10	障害者スポーツ	・・・	21

II 第5期富山市障害福祉計画の策定について

1	策定の趣旨	・・・	22
2	国の基本指針の全体像と主なポイント	・・・	22
3	第5期富山市障害福祉計画策定		
	(1) 第3次富山市障害者福祉計画の策定の 体系と第4期富山市障害福祉計画	・・・	29
	(2) 第5期富山市障害福祉計画策定に あたっての団体からの意見聴取	・・・	31
	(3) 第5期富山市障害福祉計画策定にあたっての検討 その1		
	① 地域活動センター	・・・	32
	② 相談支援体制	・・・	34
	③ 障害者の移動支援	・・・	36

(資料)

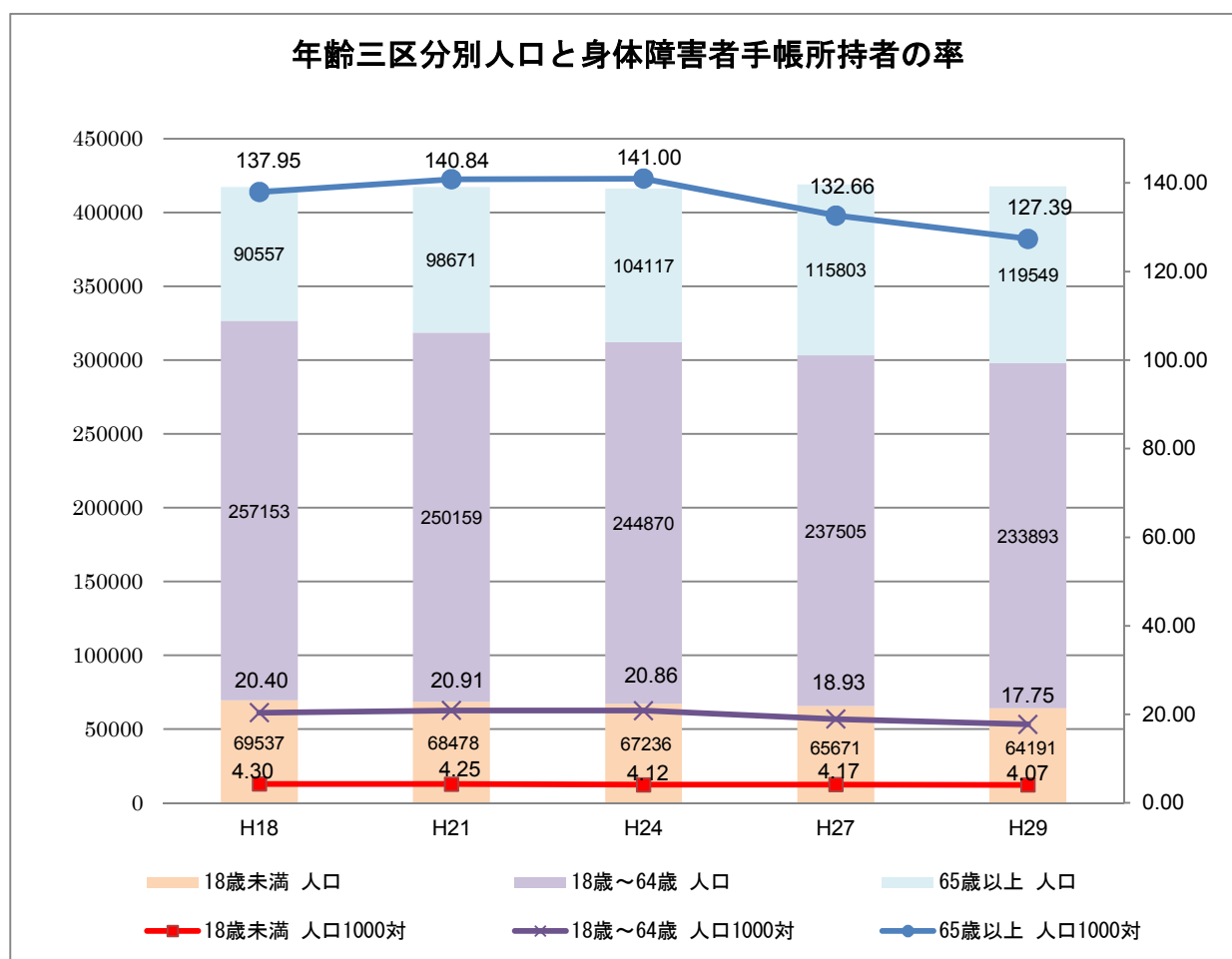
富山市障害者自立支援協議会設置要綱	・・・	37
第5期富山市障害福祉計画策定にあたっての 団体からの意見聴取中間報告	・・・	(別添資料1)
障害福祉サービス等及び障害児通所し支援等の 円滑な実施を確保するための基本的な指針	・・・	(別添資料2)

I 障害福祉の現状について

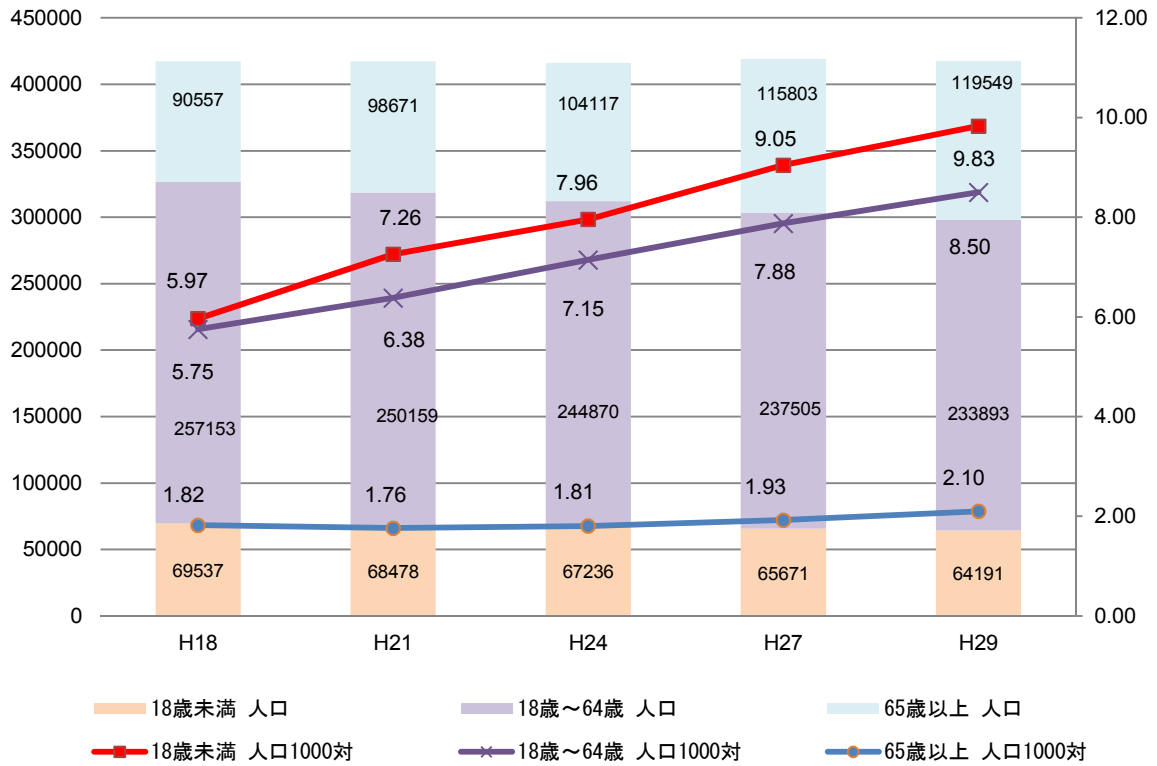
1 手帳所持者の状況

		身体障害者手帳				療育手帳				精神保健福祉手帳			
		18歳未満	18～64歳	65歳以上	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上	総数	18歳未満	18～64歳	65歳以上	総数
平成21年	人	291	5,230	13,897	19,418	497	1,596	174	2,267	0	1,065	194	1,259
平成22年	人	288	5,188	14,202	19,678	517	1,662	178	2,357	1	1,163	266	1,430
平成23年	人	288	5,181	14,409	19,878	510	1,716	180	2,406	0	1,263	267	1,530
平成24年	人	277	5,107	14,681	20,065	535	1,750	188	2,473	5	1,415	338	1,758
平成25年	人	278	4,883	15,039	20,200	543	1,791	204	2,538	8	1,546	383	1,937
平成26年	人	279	4,737	15,428	20,444	561	1,838	211	2,610	10	1,644	436	2,090
平成27年	人	274	4,495	15,362	20,131	594	1,871	223	2,688	14	1,770	592	2,376
平成28年	人	265	4,324	15,311	19,900	611	1,913	245	2,769	18	1,899	591	2,508
平成29年	人	261	4,152	15,229	19,642	631	1,988	251	2,870	20	1,967	648	2,635
	%	1.3	21.1	77.6	100.0	22.0	69.3	8.7	100.0	0.8	74.6	24.6	100.0

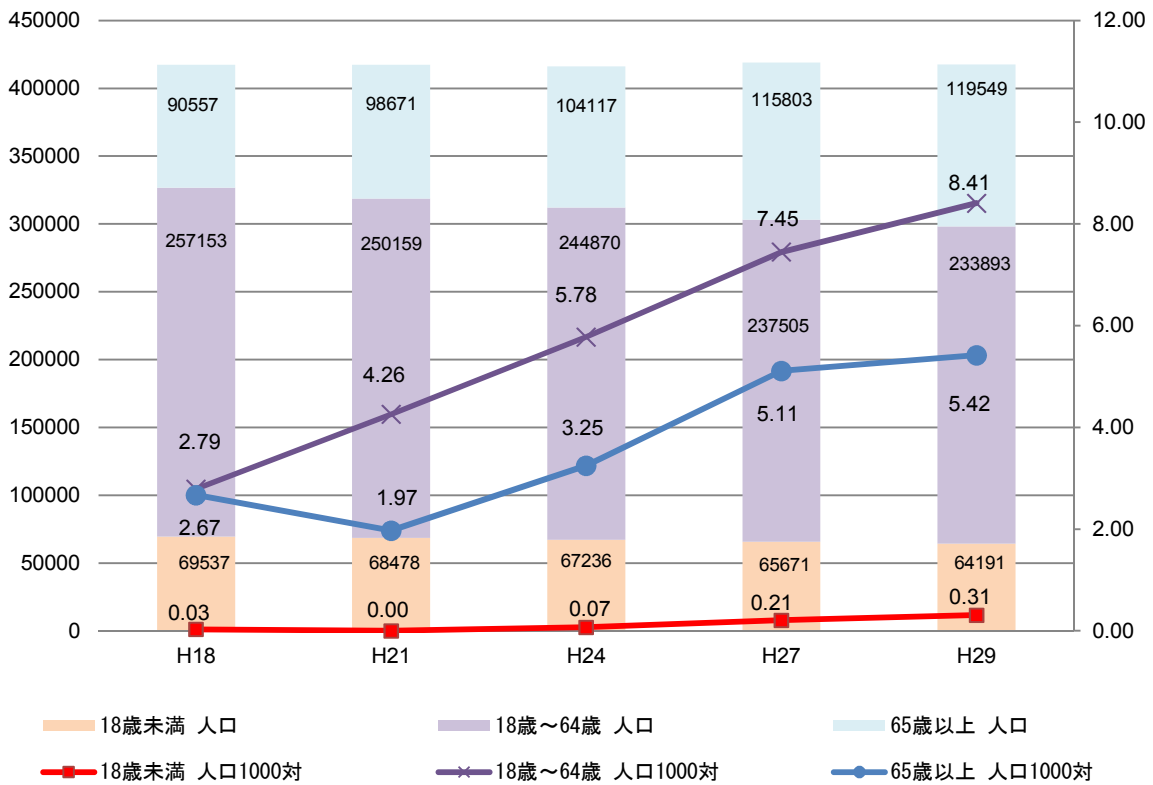
*難病 3,156人



年齢三区分別人口と療育手帳所持者の率



年齢三区分別人口と精神保健福祉手帳所持者の率



(3) 身体障害者の状況

① 障害別身体障害者手帳所持者の推移(各年3月31日現在)

単位:人、%

	視覚	聴覚 平衡	音声	肢体 不自由	内部	合計	富山市 人口	人口 比率
平成25年度	1,052	1,580	156	10,779	6,624	20,200	420,496	4.80
平成26年度	1,030	1,552	158	10,909	6,795	20,444	419,607	4.87
平成27年度	1,002	1,531	157	10,694	6,747	20,131	418,979	4.80
平成28年度	969	1,519	158	10,418	6,836	19,900	418,179	4.75
平成29年度	932	1,515	157	10,081	6,957	19,642	417,633	4.70

② 障害の程度及び種類別身体障害者数(平成29年3月31日現在)

単位:人、%

	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	合計	比率
重度(1・2級)	576	430	8	3,692	2,844	7,550	38.4
中度(3・4級)	154	447	149	5,272	4,113	10,135	51.6
軽度(5・6級)	202	638	0	1,117	0	1,957	10.0
合計	932	1,515	157	10,081	6,957	19,642	100.0

(4) 知的障害者の状況

① 療育手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)

単位:人、%

	A(重度)	B(中軽度)	合計	富山市人口	人口千対
平成25年度	952	1,586	2,538	420,496	6.0
平成26年度	965	1,645	2,610	419,607	6.2
平成27年度	992	1,696	2,688	418,979	6.8
平成28年度	1,043	1,726	2,769	418,179	6.6
平成29年度	1,078	1,792	2,870	417,633	6.9

② 障害の程度別療育手帳所持者数(平成29年3月31日現在)

単位:人

A(重度)			B(中軽度)			合計		
18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
170	908	1,078	461	1331	1,792	631	2,239	2,870

(5) 精神障害者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(各年3月31日現在)

単位:人

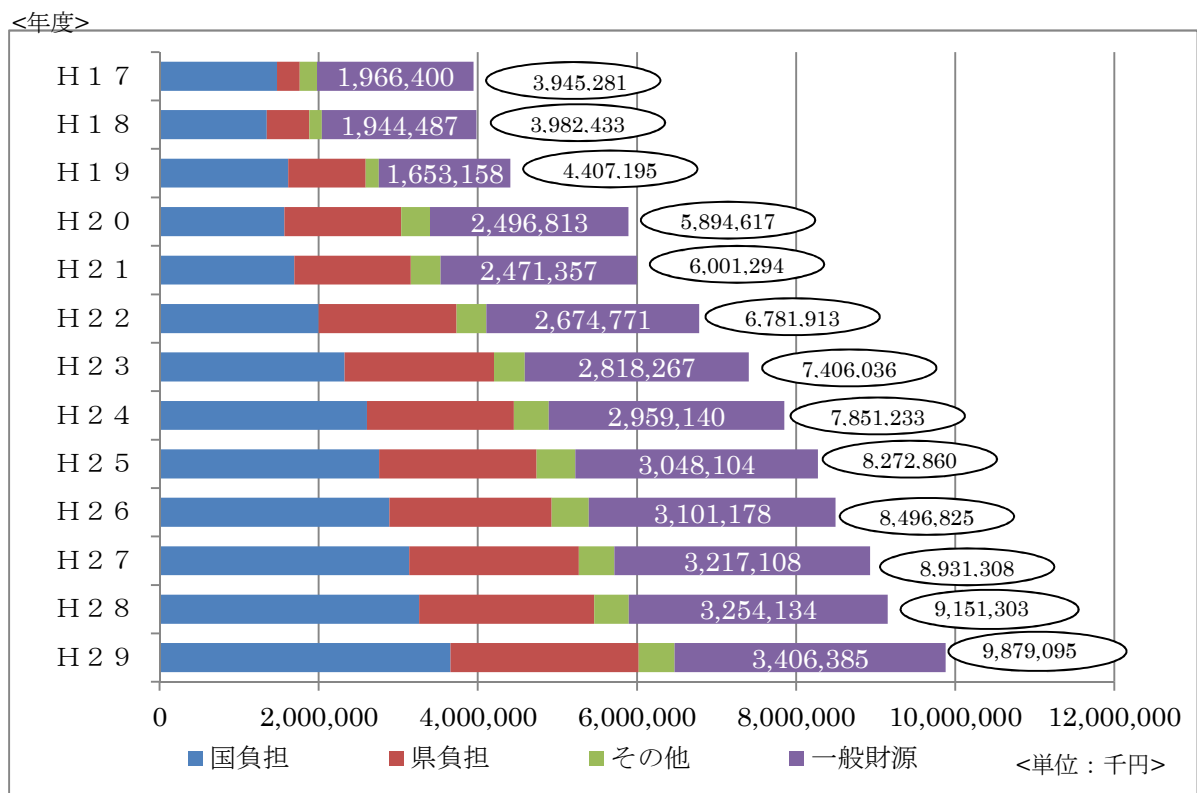
	1級	2級	3級	合計	富山市人口	人口千対
平成25年度	201	1,435	371	2,007	420,496	4.8
平成26年度	214	1,534	420	2,168	419,607	5.2
平成27年度	215	1,654	507	2,376	418,979	5.7
平成28年度	222	1,745	541	2,508	418,179	6.0
平成29年度	231	1,778	626	2,635	417,633	6.3

2 障害福祉関係予算の推移

(1) 財源別障害福祉関係予算の推移・事業費

単位：千円

年度	事業費	財源			
		国負担	県負担	その他	一般財源
平成17年度	3,945,281	1,475,360	286,129	217,392	1,966,400
平成18年度	3,982,433	1,345,933	536,609	155,404	1,944,487
平成19年度	4,407,195	1,617,884	972,806	163,347	1,653,158
平成20年度	5,894,617	1,570,509	1,467,079	360,216	2,496,813
平成21年度	6,001,294	1,693,555	1,465,296	371,086	2,471,357
平成22年度	6,781,913	1,997,456	1,735,806	373,880	2,674,771
平成23年度	7,406,036	2,325,575	1,879,645	382,549	2,818,267
平成24年度	7,851,233	2,606,685	1,844,854	440,554	2,959,140
平成25年度	8,272,860	2,760,098	1,979,539	485,119	3,048,104
平成26年度	8,496,825	2,886,383	2,040,404	468,860	3,101,178
平成27年度	8,931,308	3,136,075	2,132,271	445,854	3,217,108
平成28年度	9,151,303	3,263,268	2,198,961	434,940	3,254,134
平成29年度	9,879,095	3,654,604	2,368,822	449,284	3,406,385



(2) 事業別決算額内訳の推移

単位：円

事業名		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
障害者福祉事務費	決算	30,250,915	35,205,853	30,039,924	39,345,641
	一般	26,564,718	31,637,623	27,826,324	35,472,753
心身障害者福祉事業費	決算	2,737,069,896	2,671,979,404	2,641,045,702	2,591,084,963
	一般	1,490,821,352	1,449,665,380	1,440,192,791	1,394,116,423
自立支援給付事業費	決算	4,668,071,699	5,059,895,944	5,408,282,035	5,745,817,353
	一般	1,171,035,000	1,303,208,798	1,338,721,368	1,381,192,556
地域生活支援事業費	決算	304,587,287	312,638,480	294,289,654	313,134,373
	一般	212,207,908	214,854,188	202,534,787	225,235,604
障害者福祉プラザ運営事業費	決算	116,648,140	143,217,235	119,205,709	128,302,063
	一般	96,887,841	102,023,347	102,689,759	107,454,744
障害児通所給付事業費	決算	170,067,437	258,635,075	341,084,132	463,111,995
	一般	51,555,104	66,111,638	78,538,820	137,543,655
知的障害児通園施設費	決算	141,566,508	134,729,841	151,341,860	168,620,316
	一般	41,237,250	41,879,647	45,331,922	48,853,905
合 計	決算	8,168,261,882	8,616,301,832	8,985,289,016	9,449,416,704
	一般	3,090,309,173	3,209,380,621	3,235,835,771	3,329,869,640

※平成28年度は、見込み

3 自立支援給付の状況

◎支給決定状況

(単位：人)

障害区分	身体	知的	精神	難病	障害児	合計
平成 27 年 3 月	656	1,112	736	4	137	2,645
平成 28 年 3 月	700	1,133	730	6	129	2,698
平成 29 年 3 月	743	1,153	801	6	130	2,833

(1) 障害福祉サービス事業

①訪問系・その他サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、ホームヘルパーが身体介護、家事援助及び相談助言を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
行動援護	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他必要な援助を行う。

(サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅介護	事業者数	36	35	36	45	46
	時間	36,717	38,927	43,075	47,207	51,541
重度訪問介護	事業者数	36	35	36	45	46
	時間	36,998	38,231	40,863	41,215	43,225
短期入所	事業者数	23	22	23	24	24
	日	3,801	4,726	5,312	5,886	6,390
行動援護	事業者数	-	-	-	-	1
	人数	1	1	1	0	5
	時間	50	17	6	0	608
同行援護	事業者数	11	13	13	15	16
	人数	22	27	30	35	43
	時間	1,789	2,481	2,646	4,727	6,612

*1 各年度 4 月 1 日現在事業者数

*2 人数は実利用者数

②日中活動系サービス

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

(サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
療養介護	事業者数	2	2	2	2	2
	人数	81	80	79	80	83
	日数	29,582	28,167	28,384	28,760	30,201
生活介護	事業者数	26	26	28	32	35
	人数	766	720	706	789	876
	日数	172,699	163,470	173,363	176,361	193,394
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	事業者数	5	5	5	5	3
	人数	72	77	41	56	49
	日数	12,485	11,661	6,345	7,116	5,619
就労移行支援	事業者数	10	11	11	13	17
	人数	42	71	90	91	77
	日数	9,761	12,192	17,045	18,369	14,932
就労継続支援 (A型、B型)	事業者数	34	39	50	63	64
	人数	727	865	1,023	1,131	1,224
	日数	143,149	175,897	208,636	234,733	255,679

*1 各年度4月1日現在事業者数

*2 人数は実利用者数

[補足事項] 富山型デイサービス事業所数

平成 29 年 4 月 1 日現在 48 箇所

③居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

(サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
共同生活介護 ケアホーム	人数	91	106	—	—	—
	日数	31,989	35,878	—	—	—
共同生活援助 グループホーム	事業者数	23	23	25	26	25
	人数	151	149	265	272	277
	日数	51,430	51,526	90,987	90,354	95,486
施設入所支援	事業者数	12	12	11	11	11
	人数	457	458	453	447	446
	日数	159,470	160,822	158,953	157,194	155,105

* 1 各年度 4 月 1 日現在事業者数

* 2 人数は実利用者数

④相談支援事業

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談支援事業所数		17	22	23
障害者	支給決定者数 (人)	2,616	2,705	2,846
	計画作成者数 (人)	1,355	2,563	2,837
	計画作成率 (%)	51.7	94.8	99.7
障害児	支給決定者数 (人)	563	628	639
	計画作成者数 (人)	192	621	639
	計画作成率 (%)	41.7	98.9	100.0

(2) 地域相談支援

サービス名	内容
地域定着支援	居宅において単身等で生活する方の、常時の連絡体制の確保、緊急事態等の相談その他必要な支援を行う。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の住居の確保、地域移行のための相談その他必要な支援を行う。

(サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地域定着支援	人数	29	25	22	21	37
地域移行支援	人数	0	5	1	3	3

(3) 障害児通所支援事業

サービス名	内容
児童発達支援事業	在宅の未就学児に対して日常生活における基本動作の指導や集団生活への適用訓練を行う。
医療型児童発達支援事業	児童発達支援センターにおいて、障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うとともに医療を提供する。
放課後等デイサービス事業	就学している障害児に対して、放課後等における生活能力向上のための訓練を提供する。
障害児相談支援	障害児の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けての支援を行う。

(サービス別事業者数及びサービス利用量推移)

種別	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童発達支援事業	事業者数	7	8	13	12
	人数	173	221	226	221
	日数	4,671	6,340	14,896	14,575
医療型児童発達支援事業	事業者数	1	1	1	1
	人数	16	4	1	2
	日数	2,130	520	25	169
放課後等デイサービス事業	事業者数	4	6	13	21
	人数	194	248	295	381
	日数	17,575	26,822	35,492	48,329
障害児相談支援	事業者数	5	6	8	10
	人数	118	192	511	634

*1 各年度4月1日現在事業者数

*2 人数は実利用者数

4 補装具等の支給状況

(1) 補装具の交付・修理状況

単位：件、円

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		
	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	交付 件数	修理 件数	
義 義手	5	1	5	0	7	2	2	2	7	1	
肢 義足	20	47	19	58	15	51	15	49	19	41	
装具	23	29	17	18	27	17	26	17	26	14	
盲人安全杖	9	0	19	0	17	0	10	0	17	0	
義眼	12	0	5	0	6	0	11	0	4	0	
眼鏡・コンタクトレンズ	17	0	22	0	11	1	11	2	23	1	
車いす	47	92	72	80	51	103	51	102	41	58	
電動車いす	7	23	15	43	11	30	15	42	4	28	
歩行補助つえ	6	0	3	0	4	0	9	0	10	0	
補聴器	201	121	172	125	138	119	173	140	183	106	
座位保持装置	18	51	14	30	15	22	11	17	28	61	
座位保持いす	2	0	5	0	4	0	9	0	3	1	
起立保持具	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
歩行器	11	0	12	1	10	2	11	2	10	0	
頭部保持具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
排便補助具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
重度障害用意思伝達装置	0	2	1	0	1	0	2	1	0	2	
計	379	366	382	355	318	347	356	374	375	313	
金額	公費分	47,441	17,555	57,376	20,832	47,672	24,317	50,372	21,946	52,411	18,683
	自費分	1,925	721	2,306	843	1,907	932	2,314	962	2,256	855
	計	49,366	18,276	59,682	21,675	49,579	25,249	52,686	22,908	54,666	19,538

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業の状況

障害者総合支援法に基づく補装具の支給対象とならない児童（軽度・中等度難聴児）に対し、補聴器の購入（更新）に要する費用を補助することにより、言語の習得や社会性の向上を図る。（平成 27 年 7 月 1 日開始）

	平成 27 年度	平成 28 年度
交付件数	3 件	9 件
公費分金額	216,000 円	646,000
自費分金額	116,634 円	345,509

5 地域生活支援事業の状況

(1) 相談支援

障害者やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。

① 障害者相談支援

実施事業所

- ・ゆりの木の里
- ・和敬会生活支援センター
- ・フィールドラベンダー
- ・あすなろセンター
- ・セーナー苑
- ・自立生活支援センター富山
- ・富山市障害者福祉センター基幹相談支援室
- ・富山市恵光学園

② 障害者自立支援協議会 開催回数 2回

(2) 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、コミュニケーションの円滑化を図る。

① 手話通訳者設置事業

手話通訳士（非常勤）を設置

② 手話通訳者派遣事業

単位：回

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
381	335	347	324	345

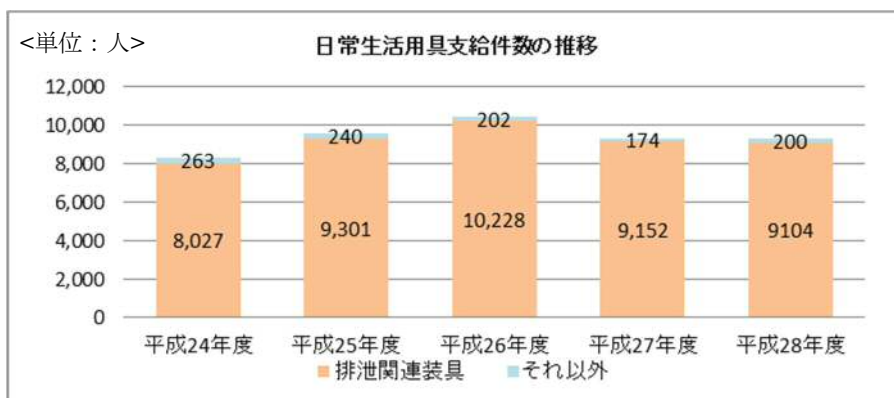
③ 要約筆記者派遣事業

単位：回

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
17	12	13	15	20

(3) 日常生活用具の給付状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特殊寝台	17	9	8	9	15
特殊マット	12	11	10	10	15
特殊尿器	0	0	0	0	0
移動用リフト	2	0	3	1	3
入浴補助用具	16	11	13	15	11
便器	3	4	0	1	1
T字杖・棒状のつえ	13	23	6	7	5
歩行支援用具	0	11	8	9	10
火災警報機	3	1	1	0	0
自動消火器	2	1	0	0	0
電磁調理器	1	2	4	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	3	7	6	2	3
透析液加温器	4	8	10	10	6
ネブライザー	11	11	5	5	2
電気式たん吸引機	47	24	35	20	23
盲人用体温計	4	1	2	2	5
盲人用体重計	2	3	0	1	0
携帯用会話補助装置	5	2	1	2	3
情報・通信支援用具	5	10	7	3	7
点字タイプライター	1	2	1	0	1
視覚障害者用ポータブルレコーダー	12	3	7	6	4
拡大読書器	17	26	10	12	10
盲人用時計	16	5	7	7	8
聴覚障害者用通信装置	3	2	1	0	1
聴覚障害者用情報受信装置	0	1	0	0	0
点字図書	18	4	4	3	11
ストマ用装具	6,806	8,012	8,828	7,774	7,757
紙おむつ	1,221	1,289	1,400	1,378	1,347
その他	46	58	53	49	57
合計	8,290	9,541	10,430	9,326	9,304

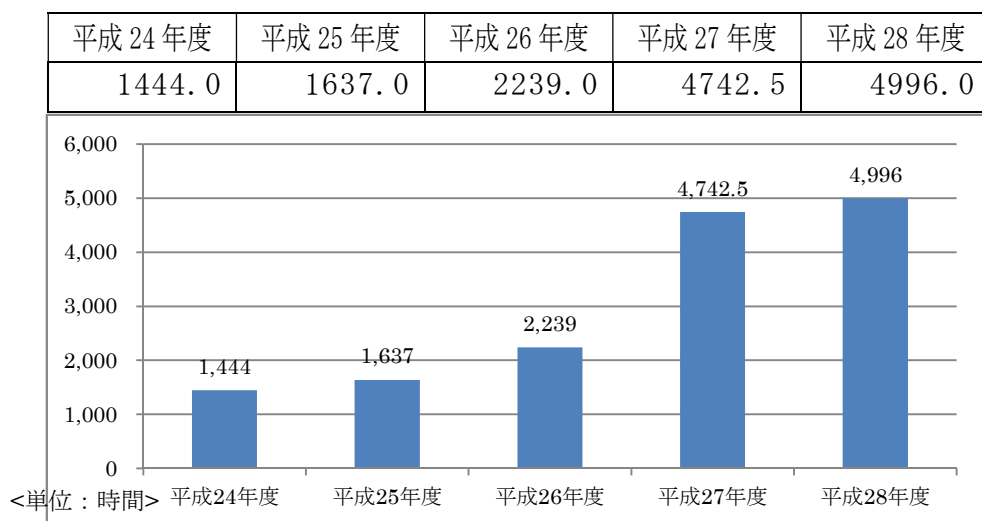


分 類	公費負担額	%
介護・訓練支援用具	2,876,168	2.8
自立生活支援用具	1,458,569	1.4
在宅療養等支援用具	1,946,089	1.9
情報・意思疎通支援用具	6,902,022	6.7
排泄管理支援用具	88,508,423	85.5
住宅改修費	1,808,755	1.7
計	95,933,163	100.0

(4) 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。

単位：時間

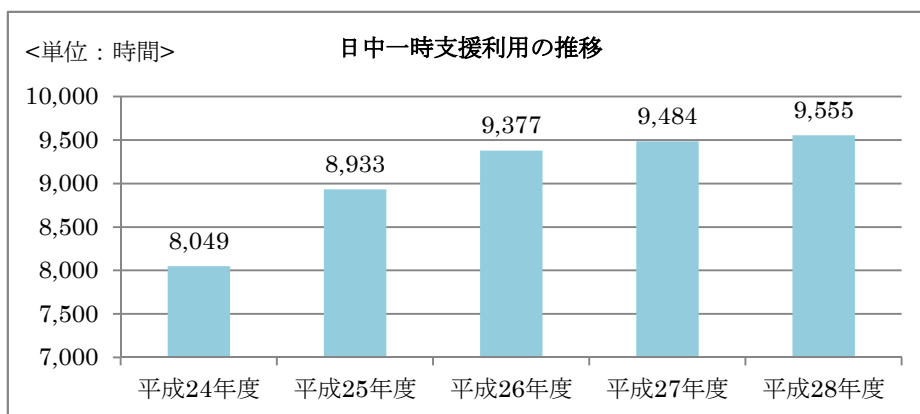


(5) 日中一時支援

障害者及び障害児の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常介護している家族の一時的な負担軽減を図る。

単位：時間

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
8,049	8,933	9,377	9,484	9,555



6 医療等の給付状況

(1) 自立支援医療（更生医療）給付事業

身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去し、又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすること等を目的として行うもの。

		入院				入院外				合計			
		心臓	腎臓	その他	計	心臓	腎臓	その他	計	心臓	腎臓	その他	計
平成24年度	申請 (人)	325	25	4	354	84	29	19	132	325	54	23	402
	決定 (人)	310	25	4	339	80	29	19	128	310	54	23	387
	更生 (千円)	18,118	50,430	894	69,442	297	74,593	5,935	80,825	18,415	125,023	6,829	150,267
	総額 (千円)	289,738	53,982	10,732	354,452	1,213	91,476	26,211	118,900	290,951	145,458	36,943	473,352
平成25年度	申請 (人)	373	38	1	412	110	37	14	161	483	75	15	573
	決定 (人)	365	38	1	404	109	37	14	160	474	75	15	564
	更生 (千円)	12,357	89,659	0	102,016	169	80,449	4,253	84,871	12,526	170,108	4,253	186,887
	総額 (千円)	278,938	99,186	▲36	378,088	1,190	96,858	27,010	125,058	280,128	196,044	26,974	503,146
平成26年度	申請 (人)	396	33	1	430	115	35	21	171	511	68	22	601
	決定 (人)	382	33	1	416	113	35	21	169	495	68	22	585
	更生 (千円)	9,048	77,059	251	86,358	190	96,351	3,785	100,326	9,238	173,409	4,037	186,684
	総額 (千円)	266,318	95,353	3,433	365,104	1,229	121,659	30,880	153,769	267,547	217,012	34,313	518,872
平成27年度	申請 (人)	578	43	9	630	208	44	29	281	786	87	38	911
	決定 (人)	575	43	9	627	207	44	29	280	782	87	38	907
	更生 (千円)	15,756	80,697	1,131	97,584	476	99,057	5,272	104,805	16,232	179,754	6,403	202,389
	総額 (千円)	459,421	104,934	20,665	585,020	2,799	128,167	40,733	171,699	462,220	233,101	61,398	756,719
平成28年度	申請 (人)	663	44	9	716	240	44	25	309	972	69	34	1,075
	決定 (人)	655	44	9	708	240	44	25	309	964	69	34	1,067
	更生 (千円)	15,546	81,765	248	97,559	598	104,724	4,843	110,165	16,144	186,489	5,091	207,724
	総額 (千円)	483,109	99,614	4,030	586,753	3,667	124,687	40,877	169,231	486,776	224,301	44,907	755,984

(2) 自立支援医療（育成医療）給付事業

更生医療とほぼ同様の趣旨で、18歳未満の児童に対して医療を給付するもの。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
申請 (人)	196	219	206	194
決定 (人)	196	219	206	194
育成 (千円)	11,784	10,421	9,647	9,336
総額 (千円)	204,187	165,880	144,796	160,428

(3) 自立支援医療（精神通院医療）給付事業

通院医療に要する費用を自立支援医療（精神通院医療）の申請により医療を給付するもの。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
精神障害者 福祉手帳(人)	2,168	2,376	2,508	2,635
自立支援医療(人)	4,298	4,420	4,571	4,714

(4) 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の医療費を助成することにより、重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進を目的とするもの。

- ・対象者 65歳未満で身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳Aの所持者
- ・所得制限 世帯の合計所得金額が1,000万円未満であること

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象者数 (人)	2,913	2,834	2,761	2,715	2,689
助成件数 (件)	62,384	61,842	61,036	61,934	61,358
助成額 (円)	665,268,975	636,903,535	597,307,805	590,453,203	560,420,618

(5) 老人医療費助成事業

障害のある高齢者の医療費を助成することにより、老人保健の向上を図り、福祉の増進を目的とするもの。

- ・対象者 65歳以上で一定以上の障害のある方（75歳未満で重中度の障害を有する場合は後期高齢者医療制度への加入を要件とする。）
- ・所得制限 世帯の合計所得金額が1,000万円未満であること

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
健康 保険	対象者数 (人)	1,559	1,669	1,667	1,624	1,546
	助成件数 (件)	39,846	42,723	44,168	42,172	40,212
	助成額 (円)	235,442,798	234,314,043	199,006,322	142,880,509	130,832,643
後期 高齢	対象者数 (人)	12,887	13,229	13,218	13,274	13,259
	助成件数 (件)	299,660	314,310	327,945	332,705	340,089
	助成額 (円)	1,225,754,552	1,262,050,213	1,288,107,381	1,321,766,595	1,319,669,716

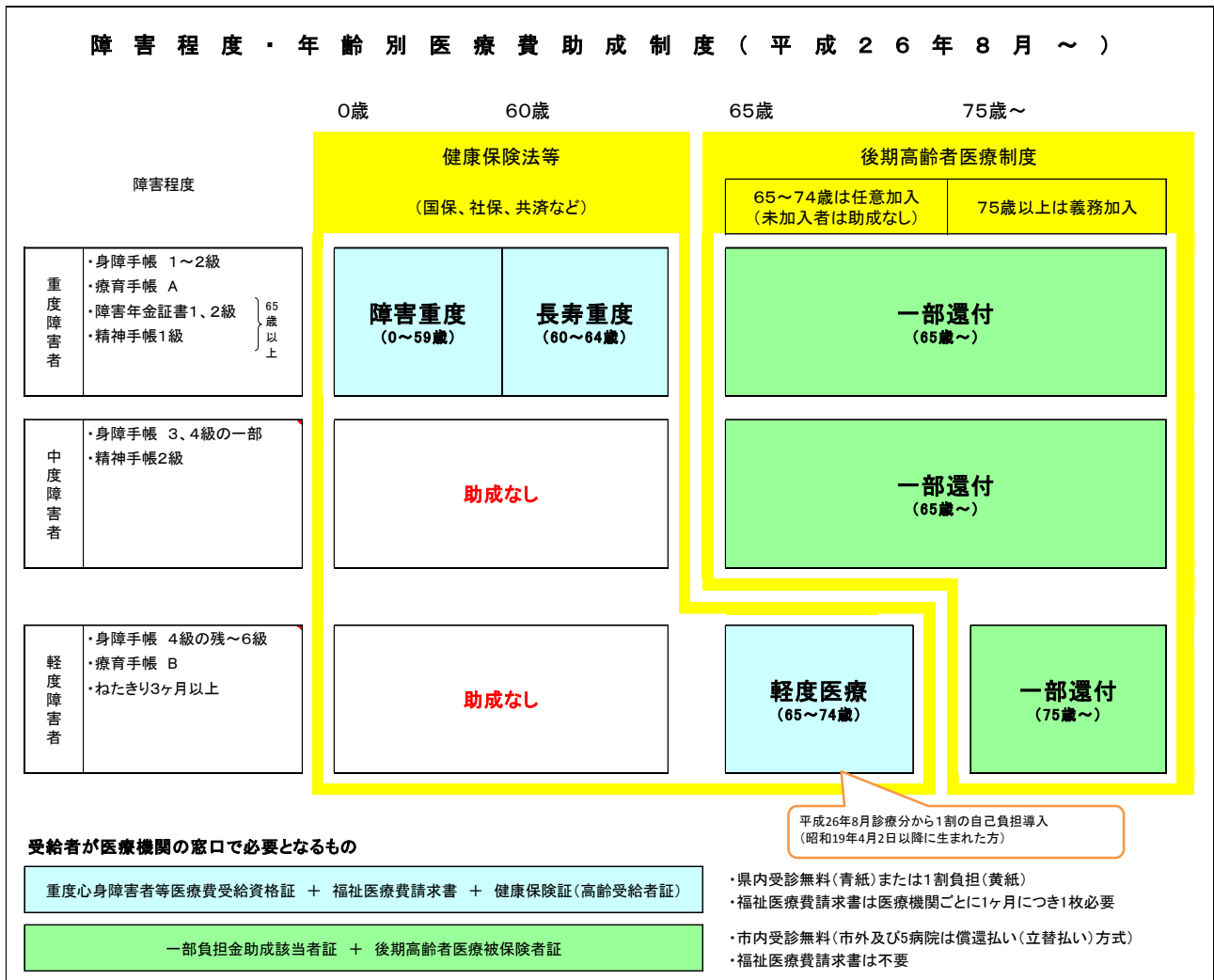
(6) 精神障害者医療費助成事業

精神障害者の入院医療費の一部を助成することにより、家族等の経済的負担の軽減と精神障害者の療養の促進を図る。

- ・対象者 入院期間が継続して2年を超える精神障害者の家族等（入院形態により制限あり）
- ・助成金額限度 3,800円/月

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延人数(人)	462	483	457	460	465
助成金(円)	10,104,200	10,526,000	9,905,380	9,905,690	10,177,530

※富山市の医療費助成制度



7 手当等

(1) 特別障害者手当等

日常生活において常時介護を必要とする一定の障害のある在宅の方に支給することにより、福祉の増進を図る。

単位：人、円

年度	特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的福祉手当		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成24年度	416	129,315,480	228	37,592,230	21	3,600,660	665	170,508,370
平成25年度	447	135,471,320	226	38,067,160	17	3,391,540	690	176,930,020
平成26年度	441	138,208,000	221	36,866,360	16	2,829,360	678	177,903,720
平成27年度	444	136,104,780	225	36,896,360	15	2,610,340	684	175,611,480
平成28年度	451	141,188,560	215	37,338,640	14	2,478,400	680	181,005,600

(2) 重度心身障害者介護手当支給事業

在宅の常時介護が必要な重度心身障害者を介護している方に介護手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

単位：人、円

年度	身体障害者		知的障害者		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成24年度	219	15,065,000	252	17,725,000	471	32,790,000
平成25年度	214	14,905,000	261	18,520,000	475	33,425,000
平成26年度	196	14,035,000	258	18,910,000	454	32,945,000
平成27年度	207	14,535,000	276	19,550,000	483	34,085,000
平成28年度	213	14,820,000	282	20,640,000	495	35,460,000

(3) 心身障害者福祉タクシー及び自動車燃料利用券交付事業

外出が困難な在宅の重度心身障害者に対し、タクシー利用券又はガソリン給油券を交付し、心身障害者の行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図る。

単位：人、円

年度	タクシー利用券		ガソリン給油券		計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成24年度	2,546	28,687,680	3,241	17,780,000	5,787	46,467,680
平成25年度	2,608	28,022,400	3,327	17,905,500	5,935	45,927,900
平成26年度	2,472	27,691,650	3,341	18,306,500	5,813	45,998,150
平成27年度	2,422	26,626,950	3,321	17,897,000	5,743	44,523,950
平成28年度	2,399	24,386,040	3,302	18,220,500	5,701	42,606,540

8 障害者の権利擁護に関する状況

(1) 成年後見制度市長申立件数の推移

単位：件

年度	申立て件数		報酬助成件数			
	新規	累計	新規	継続	累計	65歳以上 高齢者
平成24年度	8	16	0	0	1	0
平成25年度	5	21	0	0	1	0
平成26年度	2	23	4	0	5	0
平成27年度	4	27	1	2	8	2
平成28年度	4	31	1	3	12	1

(2) 障害者虐待通報・相談件数

年度	通報					相談				
	実数	うち新規	延数	処遇内訳		実数	うち新規	延数	処遇内訳	
				継続（他機関にてモニタリング中のケース含む）	終了				継続（他機関にてモニタリング中のケース含む）	終了
平成25年度	7	6	9	6	1	25	24	36	9	16
平成26年度	3	2	6	3	0	28	20	122	13	15
平成27年度	5	5	5	5	0	38	23	530	23	15
平成28年度	7	7	7	6	1	62	33	921	48	14

(3) 市長同意の医療保護入院数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市長同意の医療保護入院者	61	27	24	16

(4) 障害を理由とする差別に関する相談

① 富山市の取り組み

- ア 職員研修の実施
- イ 職員対応要領の作成
- ウ 庁内連絡会議の設置
- エ 周知啓発（出前講座の実施、市ホームページへに掲載）
- オ 富山市障害者差別解消支援協議会の設置

② 地域相談員

地域相談員は、富山県条例で規定されており、障害を理由とする差別について、地域での身近な相談窓口として、助言や情報提供、関係者との調整、県が設置する広域相談員や関係行政機関へのつなぎ役を行っている。

身体障害者相談員や知的障害者相談員、メンタルヘルスサポーター等の中から128人の方が県から委託を受け活動している。

③ 障害を理由とする差別に関する相談

ア 相談件数

種 類	平成28年度
差別的取り扱いに関する相談	27
合理的配慮に関する相談	39
合計	66

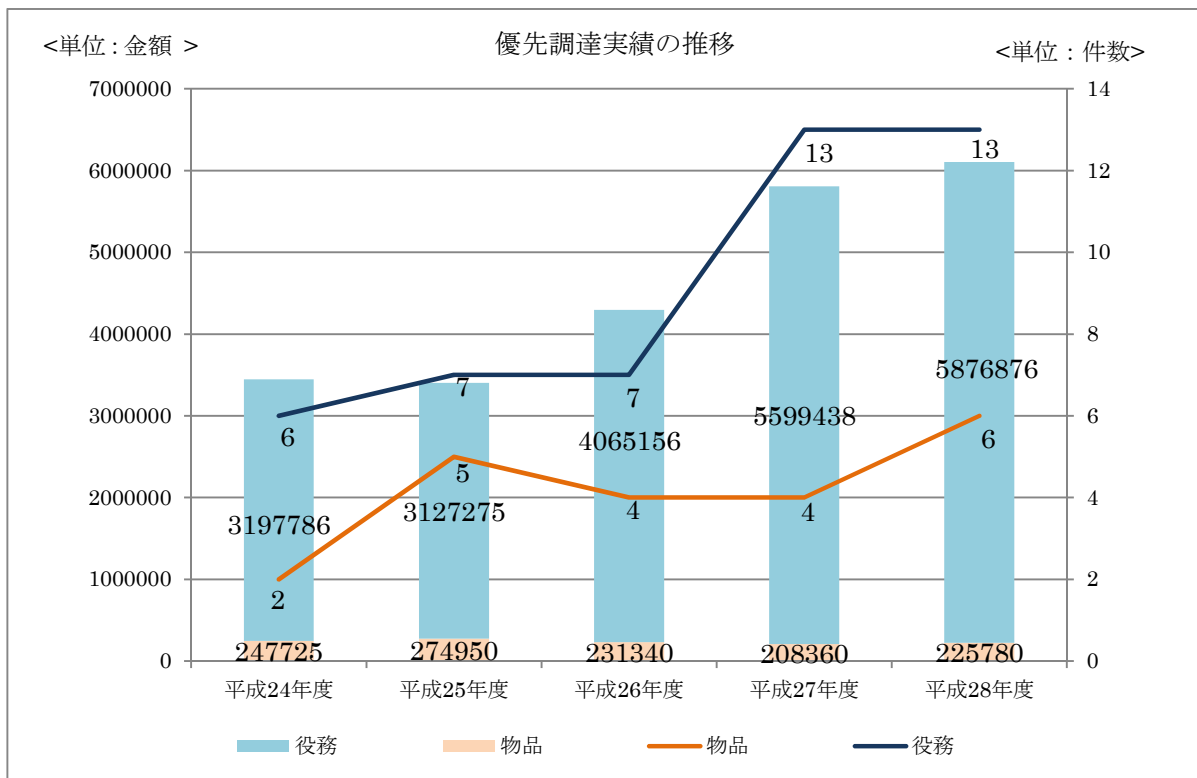
イ 窓口ごとの内訳

窓 口	平成28年度
地域相談員が受けた相談	26
障害福祉課が直接受けた相談	19
各担当課窓口で受けた相談	16
各担当課窓口を通して障害福祉課に寄せられた相談	5

9 障害者優先調達推進の取組状況

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
物品	食品		0	0	0	0	0	0	1	6,780	
	小物・雑貨・記念品		2	215,550	1	84,240	1	74,520	1	81,000	
	日用品・生活雑貨	2	247,725	3	59,400	3	147,100	3	133,840	4	138,000
	事務用品		0	0	0	0	0	0	0	0	
	物品計	2	247,725	5	274,950	4	231,340	4	208,360	6	225,780
役務	印刷	2	906,186	2	820,260	3	923,356	1	785,980	2	885,772
	リサイクル			0	0	0	0	0	0	0	
	清掃・園芸・管理	4	2,291,600	4	2,287,800	2	305,800	5	1,352,030	4	1,504,080
	封入・シール貼り・仕分け・発送			1	19,215	2	2,836,000	2	3,397,600	2	3,397,600
	情報処理			0	0	0	0	0	0	0	
	その他サービス			0	0	0	0	5	63,828	5	89,424
	役務計	6	3,197,786	7	3,127,275	7	4,065,156	13	5,599,438	13	5,876,876
合計	8	3,445,511	12	3,402,225	11	4,296,496	17	5,807,798	19	6,102,656	

→ 障害者優先調達推進法施行



10 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの普及

富山市内に在住の、障害者手帳などをお持ちの方に対し、自立と社会参加を支援するため、富山市障害者福祉センターにて各種スポーツ教室を開催している。

開催しているスポーツ教室：ボッチャ、フライングディスク、ヨガ、水泳など

(2) 障害者スポーツ大会などの出場状況

全国障害者スポーツ大会や国際大会等へ本市の選手が出場している。

本市選手の全国障害者スポーツ大会での主な成績

平成26年度	陸上（スラローム）1位、 フライングディスク（アキュラシー）1位
平成27年度	陸上（50m）1位、 投てき（ビーンバッグ投）1位、 フライングディスク（アキュラシー）1位
平成28年度	陸上（100m、800m）1位、 水泳（25m自由形）1位、 卓球1位

本市選手の国際大会での主な成績

平成28年度	リオデジャネイロパラリンピック ボッチャ競技 銀メダル
--------	--------------------------------

本市では、障害者スポーツの振興並びに競技力向上に資するため、全国大会や国際大会などに本市を代表して出場する選手に対して激励金を支給し、また、優秀な成績を収めた選手に対して、その功績を讃えると共に、一層の活躍を期し、褒賞金を贈呈している。

II 第5期富山市障害福祉計画策定について

1 策定の趣旨

これまで、障害のある人の福祉に関する施策を推進するために、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を策定してきた。平成28年6月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、新たに、児童福祉法に基づき

	根拠規定	計画の性格	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
障害者計画	障害者基本法 第11条	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本としつつ、本市の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画 (基本計画・方向性)	第3次 富山市障害者計画						
障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条	国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画 (実施計画・数値目標)	第4期 富山市障害福祉計画			第5期 富山市障害福祉計画			
障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の19	国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画 (実施計画・数値目標)	—			第1期 富山市障害児福祉計画			

「障害児福祉計画」を策定することとなった。

2 国の基本指針の全体像と主なポイント

(1) 基本指針の全体像

国では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、市町村が平成30年度から平成32年度までの第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として定めている。

資料 「基本指針の全体像と主なポイント」参照

※ 基本指針の全体像と主なポイント

<h2>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</h2>	<h2>第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）</h2>	<h2>第三 障害福祉計画の作成に関する事項</h2>			
<p>第一の一 基本的理念</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会への実現にむけた取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り (2) 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に係る取組 (3) 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援する。 ・障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から地域で支援する。 ・障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する。 ・地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるように、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。 ・障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図る。 	<p>第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国で必要とされる訪問サービス等の保障 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進 <p>第一の三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援体制の構築 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3 発達障害者等に対する支援 4 協議会の設置等 <p>第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域支援体制の構築 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3 地域社会への参加・包容の推進 4 特別支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 重症心身障害児に対する支援体制の充実 (2) 医療的ケア児に対する支援体制の充実 (3) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 (4) 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備 5 障害児相談支援の提供体制の確保 	<p>第二の一 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>第二の二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 2 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 3 精神病床における一年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 4 精神病院における早期退院率（入院後六か月時点、入院後六か月時点、入院後一年時点） <p>第二の三 地域生活支援拠点等の整備</p> <p>第二の四 福祉施設から一般就労への移行等</p> <p>第二の五 障害児支援の提供体制の整備等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 <p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、協議の場を設ける。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。</p> 	<p>第三の一 計画の作成に関する基本的事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 作成にあたって留意すべき事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者の参加 (2) 地域社会の理解の促進 (3) 総合的な取組 2 計画作成のための体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作成委員会の開催 (2) 市町村及び都道府県の関係機関相互間の連携 (3) 市町村と都道府県との間の連携 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備 5 区域の設定（都道府県） 6 住民の意見の反映 7 他の計画との関係 8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要 	<p>第三の二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制 2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み及びその見込量の確保のための方策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み (2) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (3) 地域生活支援拠点等の整備 (4) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策 3 市町村の地域生活支援事業に実施に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施する事業の内容 (2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込み (3) 各事業の見込量の確保のための方策 (4) その他実施に必要な事項 4 関係機関との連携に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (2) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 	<p>第三の三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み並びにその見込量の確保のための方策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込み (2) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (3) 地域生活支援拠点等の市町村の支援等 (4) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) サービスの提供に係る人材の研修 (2) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価 (3) 各事業の見込量の確保のための方策 (4) その他実施に必要な事項 5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施する事業の内容 (2) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込み (3) 各事業の見込量の確保のための方策 (4) その他実施に必要な事項 6 関係機関との連携に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (2) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 <p>第三の四 その他 1計画作成の時期 2計画の期間 3計画の公表</p>
<p>第三の四 その他 1計画作成の時期 2計画の期間 3計画の公表</p>					
<h2>第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項</h2>					
<p>第四の一 障害者虐待に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見 2 一時保護に必要な居室の確保 3 指定障害児入所支援の従業者への研修 4 権利擁護の取組 					
<p>第四の二 意思決定支援の促進</p>					
<p>第四の三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進</p>					
<p>第四の四 障害を理由とする差別の解消の推進</p>					
<p>第四の五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実</p>					

<障害福祉施策の主な動き>

○障害者部会報告書 (H27. 12. 14)

- ・ 都道府県障害福祉計画に記載される精神障害者の長期在院者数の削減目標を、市町村障害福祉計画に記載される障害福祉サービスのニーズの見込量に反映させる方法を提示すべきである。
- ・ 障害福祉計画と介護保険事業（支援）計画がいっそう調和のとれたものとなる方策を検討の上、講じるべきである。
- ・ 障害児のニーズに的確に応える観点から、障害福祉サービスと同様に、都道府県・市町村において、障害児支援のニーズ等の把握・分析等を踏まえ、障害児支援に関するサービスの必要量の見込み等について、計画に記載すべきである。
- ・ 障害福祉計画の実効性を高めていくため、例えば、PDCAサイクルを効果的に活用している好事例を自治体間で共有するとともに、都道府県ごとの目標・実績等の公表・分析や、障害福祉サービスの利用状況等に関するデータ分析に資する取組などを推進すべきである。

○障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (H30. 4. 1 施行)

- ・ 自立生活援助の創設
- ・ 就労定着支援の創設
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28. 6. 3 施行)

○これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会の開催 (H28. 1～)

- ・ 精神障害者を地域で支える医療のあり方
- ・ 多様な精神疾患等に対応できる医療体制のあり方
- ・ 精神病床のさらなる機能分化

○障害者差別解消法の施行 (H28. 4. 1 施行)

○成年後見制度利用促進法 (H28. 5. 13 施行)

○ニッポン一億総活躍プラン (H28. 6. 2 閣議決定)

- ・ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
- ・ 地域共生社会の実現

○発達障害者支援法の一部を改正する法律 (H28. 8. 1 施行)

- ・ 発達障害者支援地域協議会の設置
- ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

○相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめの公表 (H28. 10)

- ・ 相談支援専門員の資質の向上、基幹相談支援センターの設置促進

(2) 見直しの主なポイント

①基本理念

地域共生社会の実現に向けた取組 【新規】

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。



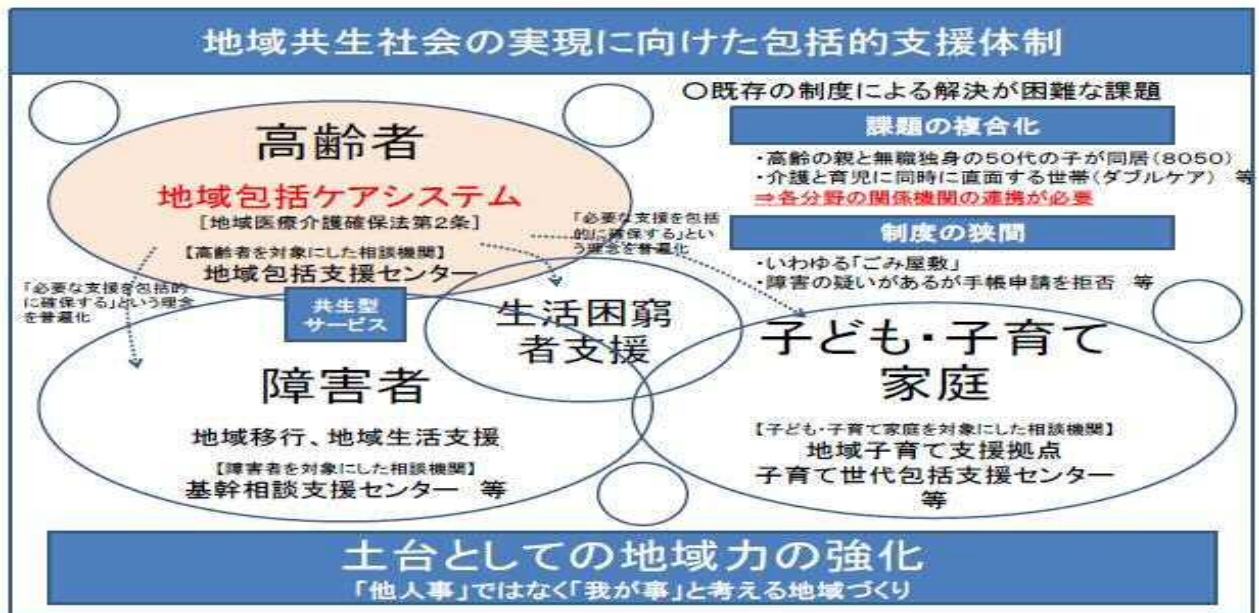
「改革の骨格」について

- ア) 地域課題の解決力の強化
- イ) 地域丸ごとのつながりの強化
- ウ) 地域を基盤とする包括的支援の強化
- エ) 専門人材の機能強化・最大活用

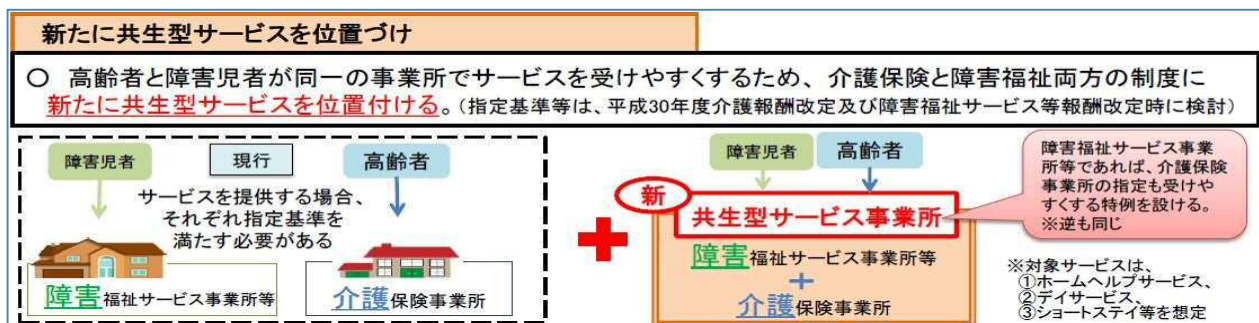
＜地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築＞

「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」とは、「地域包括ケア」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子どもなど生活上の困難を抱える方への包括的な支援体制とするものである。

地域共生社会は、地域包括ケアを包含する概念とされている。



＜共生型サービスの創設＞



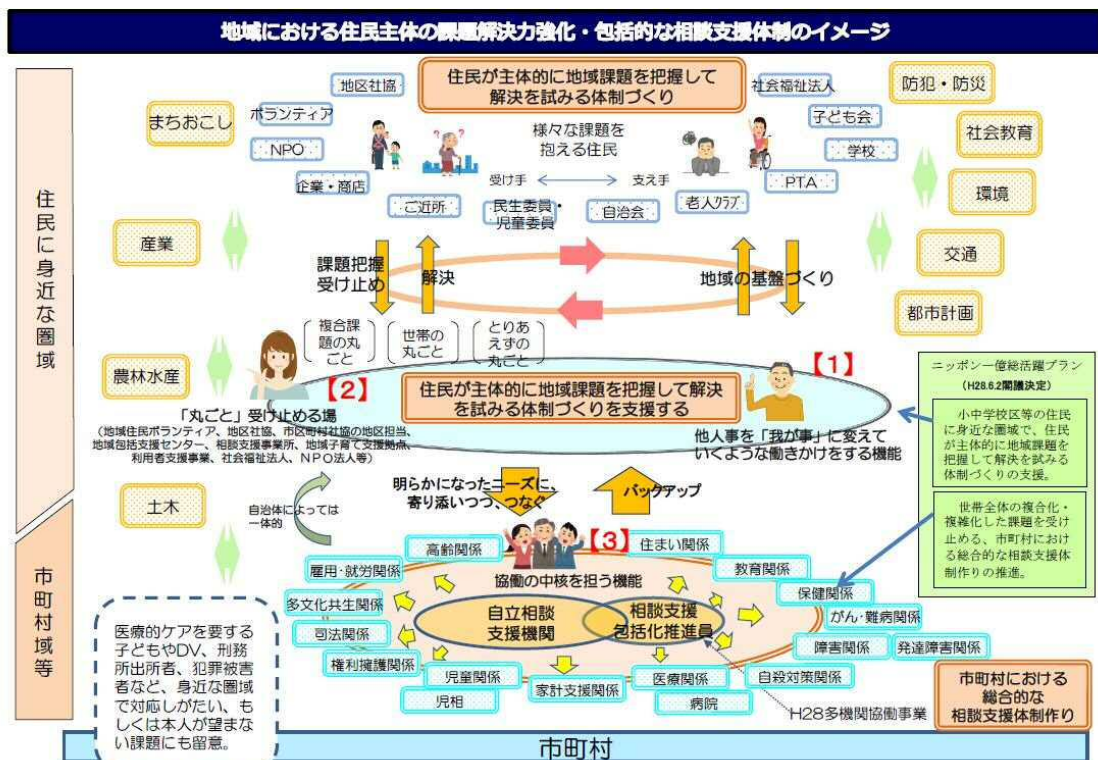
②成果目標

資料「障害福祉計画に係る成果目標」参照

③その他個別施策

新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 ・ 障害を理由とする差別の解消 ・ 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病患者の障害福祉サービス等の利用促進 ・ 基幹相談支援センターの設置促進、相談支援に関して指導的役割を担う人材の計画的確保 ・ 発達障害者支援の一層の支援 ・ 障害者虐待の防止対策の推進、養護者にする支援 ・ 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方

参 考



※ 障害福祉計画に係る成果目標について

新（第5期計画）	旧（第4期計画）	
（1）施設入所者の地域生活への移行	同左	
①地域生活移行者の増加 目標値： 平成28年度末 時点の施設入所者の 9% 以上が地域生活へ移行する	①地域生活移行者の増加 目標値： 平成25年度末 時点の施設入所者の 12% 以上が地域生活へ移行する	現状 1.1% (H28年12月末現在)
②施設入所者の削減 目標値： 平成28年度末 時点の施設入所者数から 2% 以上削減する	②施設入所者の削減 目標値： 平成25年度末 時点の施設入所者数から 4% 以上削減する	現状 5.1% (H28年12月末現在)
（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行	
①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況 目標値： 全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する	（新規）	
②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 目標値： 全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する	（新規）	
③精神病床における1年以上長期入院患者数 目標値： 精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する（国の推計式を利用）	（新規）	
④精神病床における早期退院率 目標値：入院後3か月時点の退院率を 69% 以上とする 目標値： 入院後6か月時点の退院率を84% 以上とする 目標値：入院後1年時点の退院率を 90% 以上とする	①入院後3か月時点の退院率の上昇 目標値：入院後3か月時点の退院率を 64% 以上とする ②入院後1年時点の退院率の上昇 目標値：入院後1年時点の退院率を 91% 以上とする	
（削除）	③在院1年以上の長期在院者数の減少 目標値： 長期在院者数を平成24年6月末時点から18% 以上削減する	
（3）地域生活支援拠点等の整備	同左	
地域生活支援拠点等の整備 目標値：各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備する	同左	
（4）福祉施設から一般就労への移行	同左	
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 目標値：福祉施設から一般就労への移行者数を 平成28年度実績の1.5倍 以上とする	①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 目標値：福祉施設から一般就労への移行者数を 平成24年度実績の2倍 以上とする	目標値 48人 (2倍) 現状 40人 (H28年12月末現在)
②就労移行支援事業の利用者の増加 目標値：就労移行支援事業の利用者数を 平成28年度末 における利用者数から 2割 以上増加させる	②就労移行支援事業の利用者の増加 目標値：就労移行支援事業の利用者数を 平成25年度末 における利用者数から 6割 以上増加させる	目標値 114人 (1.6倍) 現状 76人 (H28年11月末現在)
③就労移行支援事業所の就労移行率の増加 目標値：就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする	同左	
④職場定着率の増加 目標値： 各年度における「就労定着支援」による支援開始1年後の職場定着率を80% 以上とする	（新規）	
（5）障害児支援の提供体制の整備	（新規）	
①障害児に対する重層的な地域支援体制の構築 目標値： 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可） 目標値： 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する	（新規）	
②医療的ニーズへの対応 目標値： 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での設置も可） 目標値： 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）	（新規）	

3 第5期富山市障害福祉計画策定

(1) 第3次富山市障害者福祉計画の施策の体系と第4期富山市障害福祉計画

基本目標	政策	施策	施策の方向	取り組み(大項目)	取り組み(小項目)
ノーマライゼーション社会の実現	I ノーマライゼーション理念の普及のために	1 差別の解消	(1) 障害者問題の理解促進	① 広報事業 ② 障害および障害のある人への理解の促進 ③ 各種イベント ④ 交流事業	「障害者週間」の周知 広報媒体を通じた啓発 各種行事における啓発活動 障害者団体による啓発・普及活動の支援 身体障害者補助犬への理解 「障害者週間」の関連事業 各種イベントにおける障害者の参加 ふれあい広場の開催 ふれあいキャンプの実施 種別を超えた障害のある人同士の交流 来庁者への対応 公共建築物や道路・歩道
			(2) 障害を理由とする差別の禁止	① 窓口業務、公共建築物等 ② 民間事業者への対応 ③ 障害者差別解消支援地域協議会	
			(3) 福祉教育の推進		学校における社会奉仕体験活動 特別支援学校との交流事業の促進 生涯学習における福祉講座の開設 出前講座の活用 成年後見制度の内泊な実施 日常生活自立支援事業の普及 福祉サービスにおける行政手続きの適正化 差障り解消の仕組み
			(1) 権利擁護システムの構築		障害者団体からの要望等への対応 障害のある人に配慮した投票所の整備 虐待を未然に防ぐための広報活動 障害者虐待防止センター 障害者自立支援協議会の活用
	II 生活の質の向上のために	1 相談・情報提供	(1) 総合的な相談体制の充実	① ピア・カウンセリングの充実	ピア・カウンセリングの充実 身体障害者相談員・知的障害者相談員の充実 精神障害者家族相談員等の充実 障害者福祉啓発事業の充実
				② 相談体制	総合的な相談体制の充実 関係機関とのネットワークの充実 精神保健福祉相談・心の相談の充実 障害福祉サービスの相談支援の推進 障害児相談支援の推進 身体に障害のある人の相談支援の充実 知的障害のある人の相談支援の充実 精神に障害のある人の相談支援の充実 発達・発達相談等の充実 高次脳機能障害のある人・難病患者等への対応 地域における相談体制の充実 地域精神保健福祉推進協議会活動の推進 発達障害のある人への対応 市職員の専門性の確保 専門職の確保 富山市障害者自立支援協議会活動の推進
				③ 専門支援体制	
				(2) 情報提供の充実	① 行政情報 ② 一般情報サービス
	2 保健・医療	(1) 障害の予防と早期発見・早期治療の推進	① 妊婦・産婦に対するサービス	妊婦健康教育の充実 妊婦健康診査の充実 妊産婦訪問指導の充実	
			② 乳幼児に対するサービス	★こどもには赤ちゃん事業の推進 養育支援訪問事業の充実 ★乳幼児健康教育・健康相談の充実 乳幼児健康診査の充実 乳幼児発達健康診査の充実 新生児聴覚検査体制の充実 障害の早期発見と早期療育 専門機関のネットワークづくり	
			(2) 健康管理・増進施策の充実	① 教育・相談等 ② 訪問指導の充実	健康教育・健康相談の充実 難病等療育相談会等の充実
			(3) 医療サービスの充実	③ 障害の原因となる疾病等の治療	周産期・小児医療施設の整備 医療型児童発達支援の推進 障害の原因となる疾病の治療 救急医療、急性期医療等の提供体制の充実 精神疾患や難治性疾患患者の治療・保健サービスの連携 継続的医療が必要な人への対応 発達障害への対応 視覚・聴覚に障害のある人への情報提供 歯科保健医療サービスの充実 訪問看護の充実 公費負担医療の実施 指定難病患者に対する医療費助成の推進 小児慢性特定疾病医療の推進
	3 生活支援サービス	(1) 在宅サービスの充実	④ リハビリテーションの充実	障害のある人に対する医療従事者の理解 精神疾患、難治性疾患等に対する正しい知識の普及 高次脳機能障害に対する理解の普及・啓発活動 医学的リハビリテーションの確保 地域リハビリテーション機能の充実 障害者福祉プラザにおける機能回復訓練の充実 自立訓練(機能訓練)の充実	
			⑤ 精神保健・医療施策の充実	① 心の健康づくり ② 精神疾患の早期発見・治療	★パワースタイルの推進 うつ対策と精神保健福祉相談の推進 睡眠障害を有する人への対応 アルコール関連問題対策の充実 PTSD等への対応 精神疾患の早期発見 精神科救急システムの確立 他害行為を行った人に対する対応 自立訓練(生活訓練)の充実 精神科デイケア施設の整備
			(2) 生活の場の確保・充実	① 訪問系サービス ② 通所系サービス	居宅介護体制の整備 行動援護の推進 訪問入浴サービスの推進 生活介護の充実 療養介護の充実 地域活動支援センターⅠ型の充実 地域活動支援センターⅡ型の充実 地域活動支援センターⅢ型の充実 日中一時支援事業の充実 短期入所サービスの推進 重症心身障害のある人の短期入所施設の整備 特別養護老人ホーム等の短期入所の利用の検討
			(3) 施設サービスの見直し	③ 短期入所 ④ 移動支援サービス ⑤ 発達障害のある人の支援	移動支援の推進 福祉タクシー制度の充実 精神に障害のある人の交通割引制度創設の働きかけ 福祉有償運送の支援
★ 富山市総合計画事業	4 福祉用具等の利用促進	(2) 生活の場の確保・充実	① 地域生活支援拠点の整備	★グループホームの整備 グループホーム等の宿泊体験 入所(院)者の地域生活への移行の促進 地域生活支援拠点の整備 地域福祉への理解の促進 入所施設に対する新たな考え方の普及 入所者個々に応じたサービス提供体制の整備 相互利用の推進 障害者施設の活用 個室化等の推進 第三者による評価事業の推進	
		(3) 施設サービスの見直し	② 施設の有り方の見直し	福祉用具の利用の促進 寝具乾燥消毒サービスの充実 おむつの支給 年金や手当等の充実の要望 市の手当等の充実 年金・手当等の周知	
★ 富山市総合計画事業	5 経済的支援	(4) 福祉用具等の利用促進	④ 福祉用具等の利用促進	福祉用具の利用の促進 寝具乾燥消毒サービスの充実 おむつの支給	
		(5) 経済的支援	⑤ 経済的支援	年金や手当等の充実の要望 市の手当等の充実 年金・手当等の周知	

政策	施策	施策の方向	取り組み(大項目)	取り組み(小項目)	
III 自立と社会参加を促進するために	1 療育・教育	(1 療育・幼児教育の充実)	① 障害があるとわかった時のフォロー体制 ② 早期療育 ③ 障害児保育・幼稚園教育 ④ 発達障害のある児童への対応	療育相談の充実 児童発達支援事業の充実 福祉型児童発達支援センターの充実 障害児等療育支援事業の充実 保育所等訪問支援の充実 保育所通所指導事業の充実 ★ 統合保育・幼稚園の統合教育の推進 保育所等入所児の障害児通園施設への通園	
		(2 学校教育の充実)	① 就学相談・指導 ② 特別支援教育 ③ 発達障害のある児童への対応 ④ 教育施設のバリアフリー化 ⑤ 放課後子どもプラン推進事業等	就学相談の充実 担当職員の指導力の向上 保護者への情報提供 教員の指導力の向上 通常の学級担当教員の福祉に対する理解 交流教育の推進 当事者の選択支援 専門機関等との連携による支援 通級による指導の充実 担当職員に対する巡回相談 発達障害の理解 学校のバリアフリー化 情報機器などの整備 ★ 放課後子どもプラン推進事業の拡充 放課後サービス等の充実 日中一時支援の充実	
		(3 社会教育の充実)	① 障害者理解 ② 障害のある人を対象とする学習機会 ③ 各種講座への参加 ④ 地域での障害のある人とのふれあい交流 ⑤ 福祉バスの利用促進	人権教育推進事業による啓発 各種社会教育の講座等による啓発 学習機会の提供 福祉施設における学習機会の提供 障害のある人が参加しやすい環境づくり 社会教育施設のバリアフリー化の推進 公民館事業におけるふれあい交流 子どもたちとのふれあい活動	
	2 雇用・就労	(1 一般就労の拡大と支援)	① 事業者への啓発、広報 ② 雇用機会の拡大 ③ 雇用・就労の支援 ★ 障害者就労支援促進事業	事業者の理解の促進 助成金や優遇措置等の周知 精神に障害のある人の就労の促進 障害者雇用促進ハンドブック等の活用 特例子会社の設置 在宅就業やSOHO等への支援 就労相談・就労情報の提供 就労移行支援事業の推進 障害者就業・生活支援センターのPR ジョブコーチ制度等の普及 事業主に対する支援 職場環境の改善 就労支援体制の充実 職業リハビリテーションの充実 就労支援のためのネットワーク化	
		(2 福祉的就労の支援)	④ 障害者雇用に関する市の対応 ① 自立訓練事業の充実 ② 就労継続支援事業の推進 ③ 地域活動支援センター事業の充実	職員の計画的な採用 職場環境のバリアフリー化 障害者就労施設等からの優先購入等 入札等への障害者雇用事業者の優遇 就労継続支援事業の推進 就労継続支援A型およびB型事業の促進と充実	
	3 スポーツ・レクリエーション、文化	(1 スポーツ・レクリエーションの振興)	① スポーツ・レクリエーション ② スポーツ施設等 ③ 指導員の養成	スポーツ・レクリエーション活動への支援 各種イベントにおける障害のある人の参加 福祉バスの利用促進 スポーツ施設の利用促進 スポーツ施設利用者のグループ化 スポーツ施設のバリアフリー化 障害者福祉プラザの多目的ホールの利用	
		(2 文化活動への参加促進)	① 参加する機会の拡充 ② 発表の場の提供 ③ 文化活動等への支援 ④ 文化施設等における支援	後援名義の推進 活動支援の検討 市営施設無料入場事業の拡充 ★ 公民館のバリアフリー化に対する助成 公民館などの公共施設の柔軟な運営 学校の余裕教室等の活用 総合行政センター等の空き部屋の活用	
		(3 公共施設の有効利用)		障害のある人にわかりやすい案内 ★ 低床バス・ノンステップバスの増車・路線拡大 ★ 低床バス・ノンステップバスにあわせたバス停の整備 ★ タクシー利用の便宜 ★ 路面電車のバリアフリー ★ 駅施設のバリアフリー化に対する助成 ★ 駅周辺のバリアフリー化 ★ 歩道幅等の整備 ★ 歩道路面上の整備 ★ 歩行空間の確保 ★ 溝ふたの構造 ★ 歩行ネットワークの推進 冬期間における歩行空間の確保 視覚障害者誘導用ブロックの整備 車優先から人優先の道路へ 音響式信号機・弱者感知制御式信号機の設置	
	IV バリアフリー化を促進するために	1 すべての人にやさしい街づくり	(1 公共交通機関の整備)	① バス、タクシー ② 電車、駅等	バリアフリー法によるバリアフリー化 建築物のユニバーサルデザイン化 市の建築物のバリアフリー化 すべての人に配慮した高度なバリアフリー化 おむつ交換用ベッドの設置 国際シンボルマーク等の掲示 公園におけるバリアフリー化 公園における多目的トイレの設置 公園のユニバーサルデザイン化
			(2 みちの整備)	① 歩道 ② 道路等 ③ 障害のある歩行者への支援	住宅のバリアフリー化への助成 住宅のバリアフリー化への貸付制度の周知 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の推進 障害者向け市営住宅の確保 既存の市営住宅の改善 シルバーハウジング(高齢者世帯付住宅)への入居 防火防災意識の高揚 ★ 防災知識の普及啓発 ★ 火災警報器の設置促進 ★ 一般住宅の耐震性の向上 ★ 救急知識の普及 消防総合指令情報システムとの連携 ★ 地域の支援体制の確立 ★ 避難所のバリアフリー化および耐震性の確保 福祉避難所の設置 介護者の確保 緊急時の対応 災害ボランティアネットワークの拡充
(3 建築物の整備)			① 民間の公共的建築物 ② 公共建築物	障害者施設の耐震性の向上 障害者施設の災害対策の推進 関係機関との連携・協力 不当な訪問販売等への対応 有資格者の採用 専門職の適切な配置 専門職員の資質の向上 身体障害者相談員等の充実 民生委員・児童委員などの障害理解教育 保健・医療と福祉のネットワーク化 教育と保健・医療・福祉の連携 雇用と福祉の連携強化 福祉と建設の連携	
(4 公園、水辺空間等オープンスペースの整備)			① 公園 ② 水辺空間等の整備		
2 住環境の整備		(1 民間住宅への助成)			
		(2 市営住宅の改善等)			
3 防災・防犯対策		(1 在宅の障害のある人に対する防災対策)	① 防火防災意識の高揚		
			② 災害時における状況把握と支援体制		
		(2 障害者施設における防災対策)			
(3 防犯対策の推進)					
V 推進基盤の整備	(1 専門職の確保と養成)				
	(2 体制の整備と連携)	① 庁内体制の整備と連携 ② 国、県および近隣市町村との連携 ③ 民間との連携			

(2) 第5期富山市障害福祉計画策定にあたっての団体からの意見聴取

第5期富山市障害福祉計画策定にあたり、障害者団体に意見聴取を行うこととした。平成29年6月から現在までに聴取した意見の中間報告は、別添資料1のとおり。

<意見聴取予定団体>

団体名	団体名
富山市身体障害者福祉協議会	こぼと会（富山市障害者（児）父母の会）
富山市身体障害者協会	富山市手をつなぐ育成会
富山市肢体不自由児者父母の会	富山市精神障害者家族会等連絡会
富山市視覚障害者協会	富山地区腎友会
富山市聾唖福祉協会	公共社団法人日本オストミー協会 富山県支部「太陽の会」
公益財団法人日本リウマチ友の会 富山市部富山市分会	富山盲ろう者友の会
富山市心臓病の子どもを守る会	
特定非営利活動法人文福	特定非営利活動法人 富山ダルクリカバリークルーズ
特定非営利活動法人障がい者生活 支援グループフレンズ富山	特定非営利活動法人自立生活支援 センター富山
特定非営利活動法人 大きな手小さな手	

※ NPO法人から出された意見についても聴取した

(3) 第5期富山市障害福祉計画策定にあたっての検討 その1

① 地域活動支援センター

ア 地域活動支援センターについて

障害者（児）が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

イ 事業内容

a 基礎的事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う。

b 機能強化事業

・ 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

・ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

・ 地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている小規模作業所を支援充実のための事業。

<地域活動支援センターの類型>

類型	事業内容	職員配置	1日当たりの実利用者数	市内事業所数
基礎的事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う	2名以上(1名は専任者)	—	11
機能強化事業	Ⅰ型 ・相談支援事業 ・医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整 ・地域住民ボランティア育成 ・障害に対する理解促進を図るための普及啓発等	・専門職員（精神保健福祉士等）を配置 ・基礎的事業職員数+1名(2名以上常勤)	概ね20名以上	4 (精神4)
	Ⅱ型 機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス	基礎的事業職員数+1名(1名以上常勤)	概ね15名以上	1 (身体1)
	Ⅲ型 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること	基礎的事業職員数(1名以上常勤)	概ね10名以上	6 (精神3) (身体3)

ウ 現状

障害福祉サービス利用希望者が、就労継続支援B型などの自立支援給付事業を選択する傾向にあるため、地域活動支援センターの利用者は、毎年減少している。

地域活動支援センターの見込量と実績値

区分	第3期 障害福祉計画						第4期 障害福祉計画					
	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
事業者数(か所)	14	12	14	12	14	11	11	11	11	11	11	
利用者数(人/月)	383	433	385	412	388	368	357	361	336	327	316	

※平成26年度「ゆめさぽーとらいちょう」が就労継続支援B型へ移行のため、1か所減。

地域活動支援センターⅢ型の事業所数推移

年度	事業所数	異動内容
平成19年度	10	
平成20年度	11	「富山生きる場センター」が事業開始
平成21年度	9	「さるびあ(大沢野)」「あさがお(八尾)」が就労継続支援B型事業所へ移行
平成22年度	8	「支援センターやすらぎ」が就労継続支援B型事業所へ移行
平成23年度	6	「あかりハウス」「第二あかりハウス」が就労継続支援B型事業所へ移行
平成24年度	7	「ワークハウスフレンズ」が小規模作業所から移行
平成25年度	7	
平成26年度	6	「ゆめさぽーとらいちょう」が就労継続支援B型事業所へ移行
平成26～29年度	6	

エ 論点

障害者が利用可能な日中活動系サービスが充実され、サービスの選択肢が増えたこともあり、利用者が就労継続支援B型などの他サービスを利用するようになり、今後、地域活動支援センターをどのように支援するべきであるか。

② 相談支援体制について

障害者及び障害児が地域で安心して生活していくには、24 時間、休日・夜間の相談支援体制や、施設入所者の地域移行、精神障害者の病院から地域への移行を推進していくための、地域の見守り支援体制づくりなど、地域の受け皿をつくっていく仕組みが必要である。

<現状>

ア 相談の対象者及び内容

身体障害者手帳所持者の約 75%が 65 歳以上の高齢者、療育手帳所持者の約 90%が 65 歳未満、精神保健福祉手帳所持者の約 75%が 65 歳未満である。

障害者虐待への対応、障害者差別の相談、触法障害者や医療観察法の対象となる障害者の支援等、きめ細かな支援が必要な障害者の相談が増えてきている。

障害者手帳をもたないひきこもりの人や、産後うつの人など、これまでとは違った生きづらさを抱えた人のサービス相談がでてきている。

親の高齢化や障害者の高齢化に伴い、介護保険制度のとの円滑な連携や、ダブルケアへの対応等、総合的な支援が求められている。

赤ちゃんから高齢者まで、ライフサイクルに応じて、切れ目ない支援が求められている。

【委託相談支援事業所の相談件数】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
相談件数	13,444 件	18,565 件	20,711 件	22,435 件	22,287 件

イ 相談支援体制

在宅障害者の自立と社会参加の促進を図り、障害者やその家族の方々の地域における生活を支援するため 7 カ所の委託相談支援事業所と三障害の総合的な相談及び情報提供を行う基幹相談支援室が 1 カ所ある。

7 カ所の委託相談支援事業所については、平成 18 年の障害者自立支援法施行以来、現体制であるが、障害の種別に合わせ、身体 1 カ所、知的 1 カ所、精神 4 カ所、児童 1 カ所となっている。

高齢者は、32 カ所の地域包括支援センターが地域を担当し、地域に生活する高齢者の相談支援を行い、地域の見守り支援体制を構築する仕組みができています。障害者については、委託相談支援事業所は、障害の種別ごとに整備された背景があり、高齢者のように地域と結びついた相談支援が行われていなく、医療機関等との連携システムも十分ではない。

地域共生社会を推進していくには、地域を基盤としたケアが重要であり、障害者の身近な相談支援事業所として、地域を基盤とした整備が必要となってきた。

この 12 年の間に、平成 24 年に障害福祉サービス利用にあたりケアプランの作成が必要となったことから、民間事業者をはじめ委託でない相談支援事業所が増加している。

障害者の相談支援体制を整えていくために、委託相談支援事業所の役割と整備のあり方について検討する必要がある。

<論点：障害者の相談支援体制をどのように構築するか>

- ・障害者の相談支援体制を考える時に、委託相談支援事業所は、保健福祉センター、地域包括支援センターのような地区割があった方が良いのではないかと。
- ・障害者の委託相談支援事業所は、これまでどおり、障害の特性に応じた種別ごとの専門相談が良いのか、三障害に対応する相談が良いのか。
- ・現在も、数は少ないが、介護保険制度を利用している 40 歳以上の障害者の相談対応を行っている地域包括支援センターが、障害者の身近な相談窓口になり、専門相談につなげば良いのではないかと。
- ・委託相談支援事業所は、地域包括支援センターのように、休日夜間でも、24 時間 365 日の相談対応が必要でないかと。

【MEMO】

③ 障害者の移動支援について

ア 移動に関するサービス体系

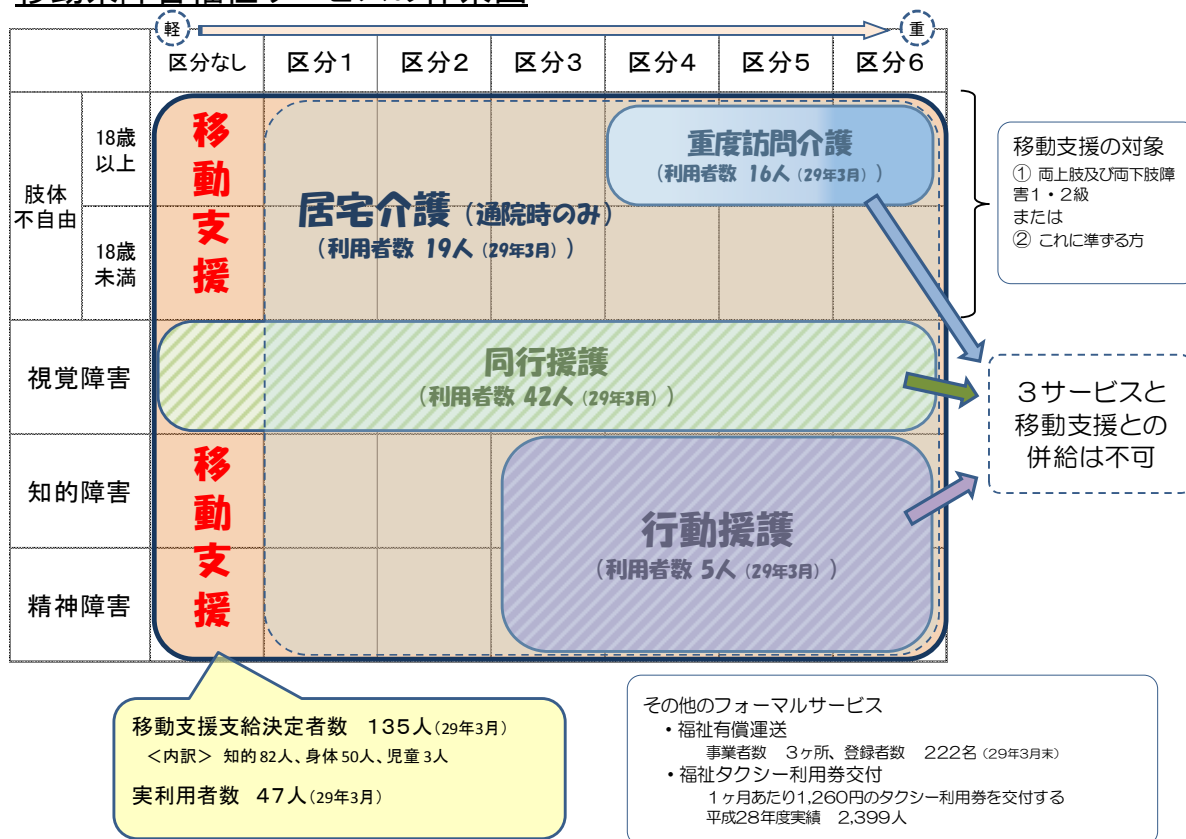
障害者の方の移動に関するサービスの体系は図のとおりである。

重度訪問介護、同行援護、行動援護、居宅介護は、障害者総合支援法の自立支援給付のサービスであり、対象、サービス内容について、全国一律の基準が設けられている。

移動支援については、地域生活支援事業に位置づいており、対象、サービス内容について、一定の目安はあるものの、自治体によってさまざまである。

福祉タクシー券は、市単独の事業である。

移動系障害福祉サービスの体系図



イ 論点

- ・ 障害者の移動をどのように支援していくか、移動目的に応じた環境（手段）をいかに充実させていくか。
- ・ 障害者自身が、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすることが重要と言われているが、サービスの範囲と負担をどのように考えるか。

富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

平成26年2月1日からの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。